

# 第2期新宿区障害児福祉計画・第6期新宿区障害福祉計画の 成果目標評価管理シート（案）

## 目標1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの整備

#### 【区の考え方】

児童発達支援センターの機能を持つ区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。

#### ※児童発達支援センターとは

児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な施設

### (2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

#### 【区の考え方】

保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。

#### 【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	利用促進	利用促進	利用促進
実績	登録児童 17 人 (訪問延べ 93 回)	登録児童 22 人 (訪問延べ 144 回)	登録児童 <u>19</u> 人 (訪問延べ <u>154</u> 回)

#### ※区内保育所等訪問支援事業所(令和6年4月1日現在)

新宿区立子ども総合センター  
保育所等訪問支援ベビーノ  
ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター  
LITALICOジュニア江戸川橋教室  
Frontierkids Mio Tesoro

### (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### 【区の考え方】

令和5年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に各3か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者に積極的に働きかけを推進していきます。

#### 【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	-	-	3か所以上
実績	児童発達支援	5か所	<u>5</u> か所
	放課後等デイサービス	3か所	4か所

#### ※重症心身障害児を受け入れている事業所(令和6年4月1日現在)

新宿区立子ども総合センター(児童発達支援・放課後等デイサービス)  
ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター(児童発達支援・放課後等デイサービス)  
ノーサイド新宿ミュージックケア(児童発達支援・放課後等デイサービス)  
ICOPA キッズ西落合(児童発達支援)  
児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす(児童発達支援・放課後等デイサービス)

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及び医療的ケア児コーディネーターの設置

【区の考え方】

平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	医療的ケア児コーディネーター 配置済	医療的ケア児コーディネーター 配置済	医療的ケア児コーディネーター 配置済
	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 2回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 3回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 3回開催

〈評価〉

【目標（1）】

子ども総合センターは①専門性を活かした児童と家族への支援②地域の障害児通所事業所への助言と支援③保育所等との連携による包括的な支援④発達相談の入口として相談体制を整備し、引き続き中核的な役割を担いながら、令和7年度を目途に児童発達支援センターへの機能拡充を図る。

【目標（2）】

保育所等訪問支援事業について、子ども総合センター以外の事業所も紹介するとともに、事業者や児童の在籍園からの相談に応じ、利用者のニーズに沿った支援になるよう調整、連携を図っている。

【目標（3）】

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は5か所、放課後等デイサービス事業所は4か所開設しており、事業所の目標は達成されている。児童発達支援については時期により空きが生じている状況であるが、放課後等デイサービスについては利用回数増の希望がある。

【目標（4）】

協議の場として、新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会を年3回開催した。区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、医療的ケア児に関する情報交換を行った。また、区外の関係機関として、東京都医療的ケア児支援センターや東京都東部訪問看護事業部、全国重症心身障害児を守る会とも連携し、オブザーバーとして参加している。

医療的ケア児コーディネーターは、区の機関として基幹相談支援センター、子ども総合センター、民間の機関としてベビーのための相談支援ベビーノ、相談支援事業所 Kaien 新宿、訪問看護ステーションさんさんに配置している。

〈協議会の意見〉

目標（１）児童発達支援センターの整備、目標（２）保育所等訪問支援の体制については、区立子ども総合センターが役割を發揮するなど、活動目標を概ね達成しています。引き続き、障害児に関わる適切な相談・支援体制等各種機能を充実していくことが求められます。

目標（３）重症心身障害児の支援・放課後等デイサービスの確保、目標（４）医療的ケア児のための関係機関の協議等については、取り組みが進行しており評価されます。

なお、重症心身障害児及び医療的ケア児については、さらに多職種協働など効果的な取り組みが期待されます。

〈改善〉

目標（１）及び目標（２）について、子ども総合センターが引き続き障害児支援の中核としての役割を担い、令和 7 年度を目途に児童発達支援センターへの機能拡充を図りながら、利用者のニーズに沿った支援をコーディネートできるよう区内の事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と連携していくことが必要である。引き続き、関係部署の相談・支援に係る窓口の横断的な連携により、障害児支援に関わる幅広いニーズに対応していく。

目標（３）について、開設相談のあった事業者へ区の要望を伝えると同時に、「障害者施設整備事業補助金」に関する情報を周知することで、必要に応じて整備促進を図る。

目標（４）について、学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図る。

障害児が地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していく。

## 目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

【区の考え方】

令和元年度末時点の施設入所者※のうち、令和5年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を5名(3%)以上とします。

【移行者数】 単位：人

	R3	R4	R5
目標	-	-	5
実績	3	2	1
累計	3	5	6

＜参考＞

第5期計画における移行者数 単位：人

	H30	R1	R2
実績	3	2	1

※施設入所者：新宿区において「施設入所支援」サービスを受給している者。精神病床等の入院者は含まれない。

令和3年度3人には、2年度移行者1人を含む。

(2) 施設入所者数の削減に関する目標

【区の考え方】

令和元年度末時点の施設入所者総数の208名を超えないことを目標とします。

【施設入所者】 単位：人

	R3	R4	R5
目標	-	-	208
実績	202	200	199

＜参考＞

第5期計画における施設入所者数 単位：人

	H30	R1	R2
実績	213	208	206

＜参考＞【入所者数の推移】

単位：人

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
退所（地域移行）	-	5	3	2	1	4	5	2
退所（死亡・入院）	-	2	8	5	8	6	6	9
入所	-	13	8	2	7	6	9	10
入所者総数	210	216	213	208	206	202	200	199

↑  
C  
↓  
↑  
A  
↓

〈評価〉

【目標（１）】について、令和元年度末時点の入所者 208 人のうち昨年度地域生活へ移行した人数は 1 人（グループホーム）で、令和 3 年度からの累計は 6 人となり、令和 5 年度末までの目標（5 人以上）を達成している。

【目標（２）】について、令和 5 年度末時点の入所者数は 199 人であり、令和 5 年度末までの目標である 208 人を下回った。入所者の地域移行については、入所せざるを得ない状況にある方のニーズが一定数あることを考えると概ね適正である。

〈協議会の意見〉

【目標（１）】及び【目標（２）】の福祉施設入所者の地域移行等については、その取り組みは概ね進行していると見受けられます。

しかし、これら課題は数値の妥当性を問うよりも、当該入所者一人ひとりにとって地域移行が希望を満たすものであり、かつ適切な居住生活等が保障される条件整備が問われるところです。障害者の高齢化や、障害の重度化が進むなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう社会資源を整備する必要があります。

〈改善〉

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民設民営方式によるグループホーム整備事業者の選定を行う。また、多様な社会資源を有効に組み合わせるために、計画相談支援を実施していく。

## 目標3 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【区の考え方】

平成30年度に保健・医療・福祉関係者の協議の場として位置付けた「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

#### ※新宿区精神保健福祉連絡協議会について

新宿区精神保健福祉連絡協議会は、区における精神保健福祉対策の総合的、効果的かつ円滑な推進を図るため、平成4年より設置されている。平成30年度より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、保健・医療・福祉関係者の協議の場として本協議会を位置づけ、各施策の方向性等を包括的に検討することで、地域の支援体制の強化を図っていく。また、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会とも連携し、より横断的な支援体制の構築を推進していく。

### 【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	協議会 年1回開催	協議会 年2回開催	協議会 年2回開催

### 〈評価〉

令和5年度は、2回の協議会を開催した。協議会においては、庁内で行ってきた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（以下「にも包括」という。）に係る課題検討会」で検討した現状と課題等について報告するとともに、にも包括推進に向けた具体的な方向性等について意見交換を行った。委員からは、主に関係機関の連携の重要性について多くの意見が挙げられた。

### 〈協議会の意見〉

精神保健に関する課題が複雑多様化する中、「にも包括」の推進にあたっては、分野間及び関係機関間の連携が最重要課題と言えます。特に、福祉と保健・医療は、分野の垣根を越えて精神障害者支援に取り組んで行く必要があります。「協議の場」のみならず、様々な機会において各分野の関係機関等との連携を強化することで、区のにも包括がさらに推進されていくことを期待します。

### 〈改善〉

「にも包括に係る課題検討会」は、令和6年度より外部の構成員を加え、各機関との連携を深めながら、より広い視点での地域課題の抽出と対応に取り組んで行く。課題検討会での検討内容は、精神保健福祉連絡協議会に報告し、引き続き効果的な施策推進を図る。

また、相談支援だけでなく、精神障害者退院後支援をはじめ、社会復帰支援や普及啓発等も含めて関係機関と連携しながら実施することで、地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

## 目標 4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 【区の考え方】

平成 29 年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。

#### ※新宿区の地域生活支援体制について

身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」と知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」で、各施設に相談支援専門員を増配置し、土日の相談の対応や、専門性を生かした支援を行っている。3 障害別の相談支援拠点事業所と中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付けている。

### 【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	自立支援協議会にて検討	自立支援協議会にて検討	自立支援協議会にて検討

### 〈評価〉

障害者自立支援協議会において、新宿区の地域生活支援体制における相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つの機能ごとの役割について確認を行い、基幹相談支援センター及び 3 か所の拠点施設より運営状況や今後の課題について報告を行った。緊急時の受け入れ体制については課題がある。

### 〈協議会の意見〉

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センターと各拠点のさらなる連携を求めていく。

### 〈改善〉

情報共有の機会等を通じて、基幹相談支援センターと各拠点の連携強化を進める。緊急時の対応については、中落合一丁目区有地に新たに開設する障害者施設で対応予定である。この施設の相談支援事業では 4 か所目の地域生活支援拠点として 365 日 24 時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付・調整を行う予定である。

## 目標 5 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

【区の考え方】

令和 5 年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 26 名以上とします。

【一般就労移行者数の目標】 単位：人

	R3	R4	R5
目標	-	-	26
実績	17	30	<u>33</u>

<参考>

	H30	R1	R2
目標	-	-	40
実績	28	20	14

(2) 就労移行支援事業等の移行者数に関する目標

【区の考え方】

令和 5 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ目標値を定めます。

【就労移行支援事業等の移行者数の目標】

単位：人

		R3	R4	R5
就労移行支援事業	目標	-		20
	実績	11	25	<u>24</u>
就労継続支援事業 A 型	目標	-		1
	実績	0	0	<u>0</u>
就労継続支援事業 B 型	目標	-		5
	実績	6	5	<u>9</u>

<参考>

		H30	R1	R2
目標				40
実績		28	20	14
内 訳	就労移行支援事業	18	15	11
	就労継続支援事業 A 型	0	1	0
	就労継続支援事業 B 型	10	4	3

(3) 就労定着支援事業の利用率に関する目標

【区の考え方】

令和 5 年度中に区内の就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合を 7 割程度とします。

【一般就労移行者の就労定着支援事業利用率】

	R3	R4	R5
目標	-	-	70%以上
実績	23.5%	40.0%	<u>33.3%</u>
	4/17 人	12/30 人	<u>11/33 人</u>

(4) 就労定着支援事業の就労定着率に関する目標

【区の考え方】

区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上とします。

【就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合】

	R3	R4	R5
目標	-	-	70%以上
実績	83.3%	80%	86.9%
	15/18所	16/20所	20/23所

〈評価〉

【目標（1）】令和5年度の実績は33人であり、令和4年度からは3人増加している。

【目標（2）】就労移行支援事業における移行者数は24人、就労継続支援事業B型における移行者数については9人で目標に達しているが、就労継続支援事業A型における移行者数は目標達成に至っていない。

【目標（3）】区内の就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用しているのは33.3%（33人中11人）で、目標達成には至っていない。

【目標（4）】区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所は86.9%（23所中20所）で目標を達成している。

〈協議会の意見〉

一般就労への移行は増加傾向にあります。就労定着支援事業所における就労定着率は、高水準ですが、一方で就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行した人の就労定着支援事業利用が進んでいません。今後も、雇用環境の変化が懸念され、いわゆるアフターケアが重要と考えるため、積極的な就労定着支援事業の利用の促進が重要と考えられます。

〈改善〉

目標（1）及び目標（2）について、就労移行支援等の事業所及び利用者に制度の周知を一層図り、一般就労への移行を促進する。

目標（3）及び目標（4）安定した就労定着を図るため、引き続き新宿区勤労者・仕事支援センターや各就労移行支援事業所等と連携し、就労定着支援事業の利用促進とサービスの量的・質的確保に努める。

## 目標6 相談支援体制の充実・強化等

### 【区の考え方】

それぞれの専門性をもつ3か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談事業所への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。

### 【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	拠点3施設と基幹相談支援センターで対応	拠点3施設と基幹相談支援センターで対応	拠点3施設と基幹相談支援センターで対応

### 〈評価〉

区内特定相談支援事業所間の情報交換、研修を相談支援事業所連絡会で実施し、相談支援専門員のスキルアップ、連携強化を図った。また、区内特定相談支援事業所の要請によりスーパーバイザー派遣を行い、事例検討等を実施した。令和4年より、地域生活支援拠点連絡会においてモニタリング結果の検証を実施している。

### 〈協議会の意見〉

スーパーバイザー派遣による事例検討や、相談支援事業所連絡会等における取組みは評価できる。引き続き、基幹相談支援センターと3拠点の連携を密にし、一層の体制強化を期待する。

### 〈改善〉

基幹相談支援センターが3拠点の実務担当者と協議し、人材の育成や区内事業所全体のサービス水準の向上を図っていく。地域生活支援体制事業による研修については、年間計画を作成し、より多くの事業所が参加できるような内容を検討し、更なる専門性の向上と事業所間の連携強化を図る。

## 目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【区の考え方】

令和5年度末までに、区内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて事業所等と共有する体制を構築します。

### 【活動指標】

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	実施	実施	実施

### 〈評価〉

介護給付費の請求情報管理システムの審査結果等を分析し、事業所による支給決定情報の確認不足や、体制等に関する届出と請求情報の不整合等による返戻事例について、集団指導等の機会を通じて事業所へ指導を行った。

### 〈協議会の意見〉

引き続き審査結果の分析を進め、集団指導等の機会も活用しながら事業所等へ共有していくことを期待する。

### 〈改善〉

集団指導等を通じて介護給付費請求時等の留意点について継続して周知していくことで、事業所の事務負担の軽減を図り、サービス等の質の向上につなげていく。